

# 新型コロナウイルス感染症対策漁業設備等整備経費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した漁業協同組合・漁業者が行う**漁業経営の継続・安定化に必要な設備又は漁具その他の漁業に必要な物品の整備**に対し、補助金を交付します。

## 補助対象者

松前町漁業協同組合（以下「漁協」）と以下の要件を満たす漁業者に対して、補助金を交付します。

- ①漁協の正組合員又は准組合員であって、町内に住所を有していること
- ②令和2年12月1日以前から継続して漁業に従事していること
- ③准組合員は、過去1年以内に漁協を通じて市場へ出荷実績があること
- ④令和3年1月から同年9月までの期間における**任意の1月の事業収入が前年又は前々年の同月の事業収入と比較して20%以上減少**していること

※白色申告者や新規創業者は別の基準あり

- ⑤暴力団員等の関係者でないこと
- ⑥町税及び国民健康保険税を滞納していないこと

## 補助対象事業

**【漁業設備整備事業】** 対象：漁協

組合員の漁業経営の継続・安定化に資するために必要な設備又は漁業に必要な備品（漁具を除く。）の整備

（例）船舶の洗浄設備、冷凍（冷蔵）設備 など

**【漁具等購入事業】** 対象：漁業者

漁業を継続していくために必要な漁具その他の漁業に必要な物品の購入

（例）網、針、錨、作業用雨具、長靴 など

## 補助金の額

**【漁業設備整備事業】** 対象：漁協

対象経費の**1/2の額**（上限 **250万円**）

**【漁具等購入事業】** 対象：漁業者

対象経費の**1/2の額**（上限 **5万円**）

※1 消費税抜きの額で算定。 ※2 百円未満の端数は切り捨て。

## 申請書類 ※申請期限：令和3年10月29日

申請には以下の書類が必要です。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②実施計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④納税状況確認同意書（様式第4号）
- ⑤漁業設備等の見積書の写し又はこれに代わる書類
- ⑥設備等の概要が分かる書類
- ⑦対象月の前年又は前々年の同月の属する事業年度分に係る法人税の確定申告書の控えの写し（漁協）
- ⑧対象月の前年又は前々年の同月の属する事業収入に係る所得税の確定申告書の控えの写し（漁業者）
- ⑨対象月の売上台帳又はこれに代わる書類（別紙：算定書も添付）
- ⑩過去1年以内に漁協を通じて市場へ出荷したことを証する書類（准組合員）

## 変更申請

町への補助申請額に変更がある場合や20パーセントを超える事業費の変更がある場合は、変更申請が必要です。※詳細はホームページをご確認ください。

## 実績報告 ※報告期限：令和4年2月28日

補助事業が完了したときは、以下の書類を提出して下さい。

- ①実績報告書（様式第10号）
- ②収支決算書（様式第11号）
- ③領収書の写し又はこれに代わる書類
- ④納品書の写し又はこれに代わる書類
- ⑤漁具等購入明細書（様式第12号）（漁業者）

## 補助金請求

額の確定通知が届いたら、速やかに補助金の請求を行って下さい。

- 補助金交付請求書（様式第14号）

## 申請事務の流れ

申請から補助金請求までは、以下の流れで実施して下さい。

補助  
申請

交付  
決定

事業  
実施

実績  
報告

額の  
確定

補助  
請求

振  
込

※事業に変更がある場合は変更申請も必要